

第9期 計算書類

〔 2022年4月1日から
2023年3月31日まで 〕

株式会社エルサーブ

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	183,664	流動負債	451,036
現金及び預金	78,673	買掛金	1,102
前払費用	7,539	未払金	37,663
売掛金	97,409	未払費用	-
未収入金	42	未払法人税等	605
未収還付法人税等	0	前受収益	5,810
		未払消費税等	2,900
		預り金	7,602
固定資産	34,536	賞与引当金	15,352
有形固定資産	8,735	関係会社短期借入金	380,000
建物附属設備	9,350	固定負債	-
工具器具及び備品	909	長期借入金	-
車両運搬具	6,674	負債合計	451,036
減価償却累計額	△8,198	(純資産の部)	
無形固定資産	9,263	株主資本	△232,835
営業権	9,263	資本金	1,000
投資その他の資産	16,536	利益剰余金	△233,835
出資金	10	その他利益剰余金	△233,835
敷金	14,515	繰越利益剰余金	△233,835
繰延消費税額等	1,587	純資産合計	△232,835
その他投資資産	423	負債及び純資産合計	218,200
資産合計	218,200		

個別注記表

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法を採用しております。

1-2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

1-3. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

1-4. その他計算書類作成のための重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。利益剰余金の当期首残高と、当事業年度の損益に与える影響はありません。なお、「契約資産」に該当する資産はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式 100株

4. 当期純損失 △22,214千円